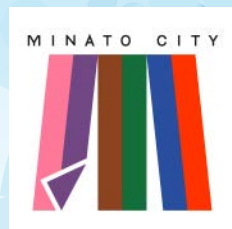


ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



特集

- 1 成年年齢引き下げ
～クレジットカード利用の注意点～
- 2 消費者センター開催講座のご案内

令和4年4月1日に成年年齢が引き下げられ、18歳から成人となり、クレジットカードを持てるようになりました。ネットショッピングなどでとても便利に使えるクレジットカードですが、いろいろ心配な側面もあります。

令和4年3月31日、一般社団法人日本クレジット協会が不正利用被害の集計結果を発表しました。

クレジットカードを利用する際の注意点を考えてみましょう。



港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜（電話・来所）、土曜（電話のみ）※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで

代表電話 **TEL 03-3456-4159**



港区ホームページ QRコード

詳しくは
ホームページを
チェック！
こちら



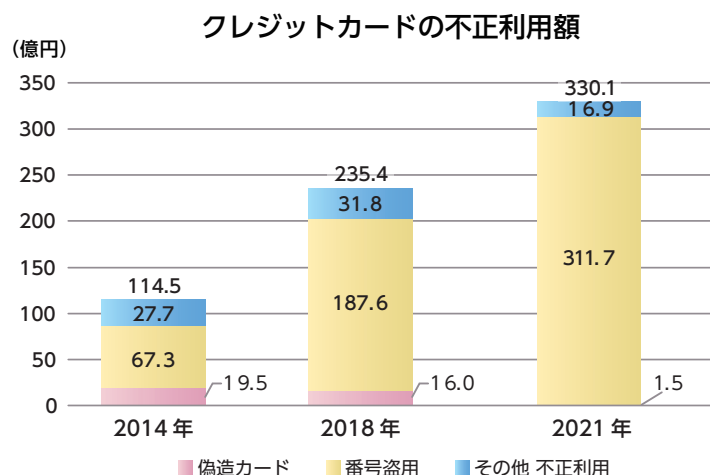
※消費生活相談をご利用の方は、まずはお電話ください

1. クレジットカードの不正利用被害の状況

クレジットカード不正利用被害の発生状況 (単位：億円)

	クレジットカード 不正利用被害額	内 訳		
		偽造カード 被害額	番号盗用 被害額	その他不正利用 被害額
2014 年	114.5	19.5	67.3	27.7
2015 年	120.9	23.1	72.2	25.6
2016 年	142.0	30.6	88.9	22.5
2017 年	236.4	31.7	176.7	28.0
2018 年	235.4	16.0	187.6	31.8
2019 年	274.1	17.8	222.9	33.4
2020 年	253.0	8.0	223.6	21.4
2021 年	330.1	1.5	311.7	16.9

※出典：一般社団法人日本クレジット協会 不正利用被害の集計結果について(令和4年3月31日)



(1) 偽造カード被害

悪質加盟店などと共謀して、正規のクレジットカード券面上の磁気情報をスキミングなどで盗み取り、カードを偽造して、対面取引で不正利用することで発生します。



(2) 番号盗用被害

フィッシングやサイバー攻撃などで漏えいしたクレジットカード情報を、インターネットなどの非対面取引で不正に利用することで発生します。



(3) その他不正利用被害

左記の(1)偽造カード被害と(2)番号盗用被害を除く不正利用です。盗難カードや紛失カードの不正利用などがあります。



2. クレジットカード業界等の取組み

2015年、政府のキャッシュレス決済普及の方針(日本再興戦略)に対応して、一般社団法人日本クレジット協会が事務局となり、カード会社、加盟店、国際ブランド(VISA、Master、JCB等)等がクレジット取引セキュリティ対策協議会を設立しました。①クレジットカード情報保護対策、②クレジットカード偽造防止、③非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策を実施した結果、偽造被害とその他不正利用被害が減りましたが、番号盗用被害は大幅に増えています。

3. クレジットカード情報を盗まれないための対策

ご自身のクレジットカードが番号盗用被害に遭わないために、以下のように十分注意して管理しましょう。



(1) フィッシング詐欺に注意

実在する企業を装った電子メールを送りつけ、偽物のWEBサイトに誘い込み、クレジットカード情報を入力させることでそれを盗み、カードを不正利用する詐欺です。不審なメールに注意し、文中のURLはクリックせず、添付ファイルも開かずにメールを削除しましょう。

(2) 悪質サイトに注意

百貨店の名をかたる偽通販サイトなど、偽のショッピングサイトでは商品を購入しようとすると、商品が届かないばかりか、代金支払いのために入力したクレジットカード情報が盗まれ、カードが不正利用されます。

(3) カード番号等しっかり管理

クレジットカードの情報のほか、カードを登録しているサイトのログインID、パスワード等もしっかり管理しましょう。また、クレジットカード自体はもちろん、番号等の貸し借りも厳禁です。万一、不正利用が発覚した場合に、カード会社の補償を受けられないことになりかねません。



< 参考 >

独立行政法人情報処理推進機構 (略称 IPA)
<https://www.ipa.go.jp/security/personal/>

総務省 国民のための情報セキュリティサイト
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/intro/security/index.html

4. 実際に被害に遭わないための対策

個人の防止策だけではカードの不正利用を防ぎきれません。

ご自分でクレジットカード情報をしっかり管理していても、十分ではありません。企業、ショッピングサイト等から様々な形で個人情報が漏えいする危険がありますので、知らぬ間にあなたのクレジットカードが不正利用されているかもしれません。

< 参考 >

「最大46万件余のクレジットカード情報流出か 不正アクセスで」(2022年2月28日 NHK NEWSWEB)
「カード情報流出で改善命令 経産省、メタブス(決済代行業者)に」(2022年6月30日 Nikkei COM)

(1) カードの利用明細は必ず毎月確認しましょう。

カード会社から郵送あるいはWEBで配信される「利用明細」を確認しましょう。ご自身の利用の控えと突き合わせ、覚えのない請求、不審な請求などがあれば、クレジットカード会社に連絡し、確認しましょう。

(2) お困りのことがあれば、消費者センターへご相談ください。

フィッシング詐欺に引っかかったかもしれない！ショッピングサイトで購入したけど商品が届かず様子がおかしい！など何かお困りのことがあれば、一人で悩まずに消費者センターにご相談ください。

港区消費者センター 開催講座のご案内

◎講座・教室は延期または中止する場合があります。

令和4年度 消費者教養講座（基礎・応用） 予定		
開催日	場所・時間	内 容
11月上旬～	消費者センター 講習室 13:30～15:30	基礎講座 全3回 基礎コースは、消費者問題に関心があり無かった人に分かりやすい基礎知識を身に付ける講座です。テーマは「最近の消費者トラブル」「インターネット関連」などを予定しています。
11月下旬～		応用講座 全6回 応用コースは、基礎講座よりさらに深い知識の習得及び消費者問題推進員として活動できる人材の育成も目的とします。令和3年度から、動画閲覧システムによる講座のビデオ配信を実施しています。テーマは「住まいに関するトラブル」「健康食品」「SDGs」などを予定しています。

※講座の詳細につきましては、「10月21日 広報みなと」または「港区ホームページ」をご覧ください。

消費者教室			
日程	場所	講座名	講師
10月28日(金) 13:30～15:30	消費者センター	表示の見方教室 生かす！得する！食品表示（仮題） 塩分摂りすぎてませんか？ 食品ロス出してませんか？	みなと保健所 食品表示担当職員 消費者センター 商品テスト指導員

※教室の詳細につきましては、「10月11日 広報みなと」または「港区ホームページ」をご覧ください。

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止
共同キャンペーン

高齢者悪質商法被害防止戦隊

ミマモルンジャー

普段からいろいろ
ハナスンジャー

点検商法

困っている様子の方に
キクンジャー

変わった様子がないか
ミルンジャー

高齢者の悪質商法被害
防ごう！みんなの見守りの力で！！

土曜日も
相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は
高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー等からの通報・問い合わせは
高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン 局番なし ☎188
相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。

東京都消費生活総合センター

暮らしに関わる
東京都の情報サイト

東京くらしWEB 検索

www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp